

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成26年10月23日

四国地方整備局 松山河川国道事務所長 荒瀬 美和

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、重信川において瀬切れがいつ、どのような形で、どのような河川流量で発生しているのかを解明するための実態調査を行うとともに、瀬切れのおよぼす水域生物への影響等について、魚類・底生動物等の生息・生育・繁殖環境の調査、河川水・地下水の水質の調査（汚染の程度等）により、瀬切れのおよぼす水域生物への影響を定量的に把握し、評価することを目的とした基礎研究である。

本業務の実施にあたっては、研究により蓄積された膨大なデータや知見をもとに、瀬切れと河川流量の実態調査及び魚類・底生動物等の生息・生育・繁殖環境や水質におよぼす影響の調査を継続実施するには、重信川についての知識と瀬切れ調査（河床間隙水域生物調査）の評価・分析に高度な技術力が必要であることから、以下に示す応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、以下に示す応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、以下に示す応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

平成26年度 水域生物を指標とした瀬切れ河川影響評価検討（電子入札対象案件）

(2) 業務の目的 本業務は、瀬切れ発生の状況把握を行うとともに、瀬切れのおよぼす水域生物への影響について、生態系や水質の側面から検討を行うものである。

また、瀬切れのおよぼす水域生物への影響を定量的に把握し、瀬切れの期間・区間の拡大が水域生物に与える影響についてモデルを構築し評価を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・計画準備 1 式
- ・瀬切れ発生の状況把握 1 式
- ・瀬切れのおよぼす水域生物への影響調査 1 式
- ・重信川の瀬切れ箇所の生物特性把握 1 式
- ・瀬切れ河川における水域生物環境評価検討 1 式

(3) 履行期限 平成27年3月20日

(4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理（主任）技術者等の持ち業務量の制限等」の試行業務である。

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 基本的要件

- [1] 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- [2] 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- [3] 参加意思確認書の提出期限の日から見積日までの期間に、四国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- [4] 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者を除く。）でないこと。
- [5] 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれと準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ・河川環境に関する高度な専門知識を有していること。
- ・業務の実施に関して、適切に行うための幅広い知見を有していること。
- ・河床間隙水域生物調査に関する高度な専門知識や調査手法を有していること。
- ・以上の専門知識や知見を踏まえ、以下の能力を有する者であることを確認する。
 - ア) 調査及びその評価・分析の結果の妥当性を適切に判断できる能力。

イ) 河川に関する専門知識を有し、安全性や周辺の環境に配慮しつつ、コスト削減に関する提案ができる能力。

(3) 業務執行体制に関する要件

- ・河川に関する高度な専門知識を有するとともに、調査実施に関する幅広い知見を有する技術者を配置できること。
- ・適切な技術的判断やマネジメントが可能な技術者を配置できること。
- ・河床間隙水域生物調査に関する高度な専門知識や調査手法を有する技術者を配置できること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒 790-8574 愛媛県松山市土居田町 7 9 7 - 2

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 経理課 契約指導係

電 話 : 089-972-0035 F A X : 089-972-8057

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日から平成 2 6 年 1 1 月 3 日まで

電子入札システムからダウンロードにより配布する。

電子入札システムの URL は次のとおりである。

<http://www.e-bisc.go.jp>

(3) 参加意思確認書の受領期限並びに提出場所及び方法

電子入札システムにより提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

1) 電子入札システムによる受付期限 :

平成 2 6 年 1 1 月 4 日までの閉庁日を除く、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

2) 持参による受付期限及び受付場所 :

平成 2 6 年 1 1 月 4 日までの閉庁日を除く、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

受付場所 : (1) に同じ

3) 郵送による受付期限及び受付場所 :

平成 2 6 年 1 1 月 4 日までの閉庁日を除く、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

受付場所 : (1) に同じ

(郵送宛先は、四国地方整備局松山河川国道事務所経理課契約指導係とする)

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1) に同じ。

- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限 平成26年11月25日 午後5時までを予定している。
- (4) 3.(1)[2]に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。